

調査の概要

1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3 調査の期日

令和3年6月1日現在

4 調査の範囲

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所

エ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

5 調査の方法

(1) 甲調査

ア 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行った。

イ 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括で郵送配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行った。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布した。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行った。